

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成25年度
計画改定年度	平成28年度
	平成31年度
	令和4年度
	令和7年度
計画主体	聖籠町

聖籠町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 聖籠町産業観光課
所 在 地 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4
電 話 番 号 0254-27-2111
F A X 番 号 0254-27-2119
メールアドレス sankan@town.seiro.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類・ムクドリ・ハクビシン・タヌキ・イノシシ・ニホンジカ・クマ・アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	新潟県北蒲原郡聖籠町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額	被害面積
カラス類・ムクドリ	水稻	0万円	0ha
	果樹	0万円	0ha
	畑作物	0万円	0ha
ハクビシン・タヌキ ・アライグマ	果樹	0万円	0ha
	畑作物	0万円	0ha
イノシシ・ニホンジカ クマ	果樹	0万円	0ha
	畑作物	0万円	0ha

(2) 被害の傾向

【 カラス類・ムクドリ 】 町内一円に広く生息し、水稻、サクランボや、野菜、葡萄、梨等の果樹に食害を及ぼす恐れがあるが、聖籠町鳥獣被害対策実施隊の活動により被害が抑制されている。 【 ハクビシン・タヌキ・アライグマ 】 町内一円に広く生息し、野菜に食害を及ぼす恐れがあるが、聖籠町鳥獣被害対策実施隊の活動により、被害が抑制されている。新たに、令和6年度にアライグマの捕獲実績があり、今後の農作物への被害が懸念される。 【 イノシシ・ニホンジカ・クマ 】 町内での生息は確認されていないが、過去にイノシシ、ニホンジカを目撃及び捕獲情報があるため、警戒が必要である。また、令和2年度に2度クマの出没に関する情報が寄せられた。どちらも人身・農作物等への大きな被害は確認されなかったが、今後の出没時の被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	品 目	現状値(令和6年度)		目標値(令和9年度)	
		被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
カラス類・ムクドリ	水稲	0 万円	0ha	0 万円	0ha
	果樹	0 万円	0ha	0 万円	0ha
	畑作物	0 万円	0ha	0 万円	0ha
ハクビシン・タヌキ・アライグマ	果樹	0 万円	0ha	0 万円	0ha
	畑作物	0 万円	0ha	0 万円	0ha
合 計		0万円	0ha	0 万円	0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	聖籠町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による農地のパトロール及び鳥類については銃器、ハクビシン、タヌキ、アライグマは罠による有害鳥獣捕獲	捕獲従事者の高齢化が進行していることから ・後継者の確保・育成 ・被害防止に向けた農業者への啓発が必要
防護柵の設置等に関する取組	なし	なし
生息環境管理その他の取組	なし	なし

(5) 今後の取組方針

- ・平成26年10月1日に設置した実施隊を活用し計画的な捕獲を実施する。
- ・平成26年10月1日に設置した聖籠町鳥獣被害対策連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を通じて情報交換及び被害軽減に協力して取り組む。
- ・被害を未然に防止するために、被害防止計画を策定し、被害防止対策を実施する。
- ・対策内容

【共通】

収穫しない農作物の整理、動物のねぐらとなり得る未耕作地の解消、空き家の管理等、有害鳥獣を寄せ付けないための取組について、地域への啓発を実施する。

一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井に整備した「新潟県猟友会ライフル射撃場」において、大型獣の捕獲に有効なライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

【カラス類・ムクドリ】

近年の有害鳥獣捕獲数は増加傾向にあるが、農作物の被害防止効果が得られているため、今後も計画的な捕獲を実施する。

【ハクビシン・タヌキ・アライグマ】

地域の被害状況や出没状況等に応じ、罠等による捕獲作業を実施する。

【イノシシ・ニホンジカ・クマ】

出没時には町民への注意喚起、パトロールを行うとともに、状況等に応じ、聖籠町鳥獣被害対策実施隊や警察と連携し、追い払い活動を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊が定期的に巡回し、また広報誌掲載及びＪＡ集落座談会等で農家・地域住民から目撃・被害状況等の情報提供について広く協力を求める等の情報収集に努め、猟銃または罠により捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	・ カラス ・ ムクドリ ・ ハクビシ ・ タヌキ ・ イノシ ・ ニホンゾカ ・ クマ ・ アライグマ	・ 被害防止策の広報啓発 ※効果的な取組のため、収穫前時期に実施。（収穫しない農作物の整理、動物のねぐらとなり得る未耕作地の解消、空き家の管理等） ・ ＪＡ集落座談会等で農家・地域住民から目撃・被害状況等の情報収集 ・ 町の広報において、実施隊の活動内容や免許更新等の免除などに関する事項を掲載し、隊員の募集案内を行う。
8	・ カラス ・ ムクドリ ・ ハクビシ ・ タヌキ ・ イノシ ・ ニホンゾカ ・ クマ ・ アライグマ	・ 被害防止策の広報啓発 ※効果的な取組のため、収穫前時期に実施。（収穫しない農作物の整理、動物のねぐらとなり得る未耕作地の解消、空き家の管理等） ・ ＪＡ集落座談会等で農家・地域住民から目撃・被害状況等の情報収集 ・ 町の広報において、実施隊の活動内容や免許更新等の免除などに関する事項を掲載し、隊員の募集案内を行う。
9	・ カラス ・ ムクドリ ・ ハクビシ ・ タヌキ ・ イノシ ・ ニホンゾカ ・ クマ ・ アライグマ	・ 被害防止策の広報啓発 ※効果的な取組のため、収穫前時期に実施。（収穫しない農作物の整理、動物のねぐらとなり得る未耕作地の解消、空き家の管理等） ・ ＪＡ集落座談会等で農家・地域住民から目撃・被害状況等の情報収集 ・ 町の広報において、実施隊の活動内容や免許更新等の免除などに関する事項を掲載し、隊員の募集案内を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方																							
生息数については、実施隊による報告等により個体数の把握に努めることにしている。 捕獲計画数等については、近年の実施隊の活動報告数を元に、捕獲数を次のとおり設定するものとする。 ・カラス類：1年間に概ね200羽程度 ・ムクドリ：1年間に概ね200羽程度 ・ハクビシ、タヌキ、アライグマ：1年間に概ね30頭程度 ・イノシシ、ニホンジカ：1年間に概ね5頭程度 過去3年間捕獲数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラス類</td><td>106</td><td>134</td><td>83</td></tr> <tr> <td>ムクドリ</td><td>92</td><td>119</td><td>69</td></tr> <tr> <td>ハクビシ、タヌキ、アライグマ</td><td>36</td><td>34</td><td>18</td></tr> <tr> <td>シカ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※イノシシ、クマの捕獲実績無し ※R6年度実績については11月末報告の数値				年度	4	5	6	カラス類	106	134	83	ムクドリ	92	119	69	ハクビシ、タヌキ、アライグマ	36	34	18	シカ	0	0	0
年度	4	5	6																				
カラス類	106	134	83																				
ムクドリ	92	119	69																				
ハクビシ、タヌキ、アライグマ	36	34	18																				
シカ	0	0	0																				

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
カラス類	概ね200羽程度	概ね200羽程度	概ね200羽程度
ムクドリ	概ね200羽程度	概ね200羽程度	概ね200羽程度
ハクビシ・タヌキ・アライグマ	概ね30頭程度	概ね30頭程度	概ね30頭程度
イノシシ・ニホンジカ	概ね5頭程度	概ね5頭程度	概ね5頭程度

捕獲数は実施隊の報告によって把握する。

捕獲等の取組内容
【カラス類・ムクドリ】 銃器による捕獲（2月16日～11月14日）被害地域全域 【ハビ・シ・タヌキ・アライグマ】 罠による捕獲（2月16日～11月14日）被害地域全域 【イノシシ・シカ・クマ】 追い払い活動（通年）被害地域全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
近年、散弾銃による捕獲が困難なイノシシ、ニホンジカ及びクマの目撃例が町内でもあることから実施隊によるライフル銃を使用した捕獲を行う。 実施予定時期：11月～3月頃（通報の都度、実施隊が出動） 実施予定場所：町内（別紙 捕獲等実施区域における許可区域外の特定猟具用禁止区域を除く）

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
－	－

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
－	－	－	－

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
－	－	－

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

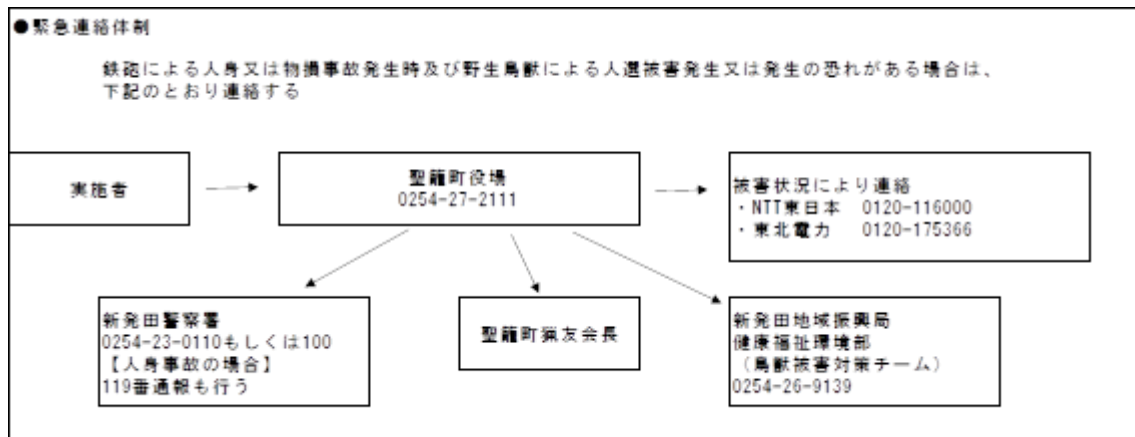
年度	対象鳥獣	取組内容
7～9 年度	・カラス ・ムクドリ ・ハビシ ・タヌキ ・イノシ ・ニホンジカ ・クマ ・アライグマ	鳥獣被害の実態をより詳しく把握するため、広報誌掲載及びＪＡ集落座談会等で農家・地域住民から被害状況、出没状況等の情報提供について、広く協力を求める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役 割
聖籠町産業観光課	連絡調整・対策の計画及び活動総括、有害鳥獣捕獲許可、町民への広報活動、鳥獣による農業被害の対応、実施隊事務局
聖籠町生活環境課	町民への広報活動、農業被害を除く鳥獣被害の対応
北新潟農業協同組合 聖籠グリーンセンター	有害鳥獣関連情報の収集及び町への報告
新潟県猟友会北蒲原支部 聖籠分会	実施隊員として猟銃、箱わなによる有害鳥獣捕獲実施
新潟県農業共済組合 下越支所	農作物被害の把握及び農家への情報提供等、必要な被害防止対策の支援
鳥獣保護管理員	対象鳥獣捕獲等に係る調査を実施
新発田警察署	猟銃事故防止に関する情報提供
新潟県新発田地域振興局 農業振興部	被害防止技術情報の提供、活動支援(オブザーバーとして)
新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部	被害防止技術情報の提供、活動支援(オブザーバーとして)

（２）緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場において埋設処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

特になし

（２）処理加工施設の実取組

特になし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	—
構成機関の名称	役割
—	—

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月1日に設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新潟県猟友会北蒲原支部聖籠分会等関係団体と連携し、担い手の確保を図るとともに、実施隊員適格者を積極的に任命し育成を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画外の鳥獣においては、緊急的に必要になった場合は、聖籠町鳥獣実施隊と協議し出動命令等に対応する。